

国立大学法人東京外国語大学構内撮影等に関する要項

〔平成 29 年 2 月 2 日
規則 第 12 号〕

改正 令和 5 年 2 月 22 日規則第 10 号

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学構内における撮影についての取扱規程第 17 条の規定に基づき、構内撮影等に関する必要事項について定めるものとする。

第 2 条 撮影にあたっての遵守事項

- (1) 撮影可能時間には、搬入・搬出等の準備及び後片付けの時間を含むこと。
- (2) 本学のイメージを損なう撮影は行わないこと。
- (3) 撮影中の事故に備え、必ず損害保険等に加入すること。広告、ポスター、雑誌等の小規模な撮影の場合はこの限りではないが、その場合は損害賠償を確約すること。

第 3 条 撮影当日の遵守事項

- (1) 撮影中に事故又はトラブル等が発生した場合は、被害者の救護や被害の拡大防止に努め、必要な措置を講じるとともに、直ちに本部管理棟管理室に報告すること。
- (2) 学生をはじめとする本学関係者や通行人の肖像権を侵害しないよう、撮影に当たっては十分に注意すること。
- (3) 見学者等の誘導及び安全確保は、撮影責任者が責任を持って行うこと。また、キャンパス周辺の東京都道において撮影を行う場合は、警察署から道路使用許可を得るとともに、通行人や周辺住民に迷惑がかからないよう、十分に配慮すること。
- (4) 撮影に当たり火気の使用や危険物品の持ち込み等は原則行わないこと。なお学長が認めた場合は、この限りではない。あらかじめ消防署に届け出て、許可を得ること。
- (5) 車両の入構に当たっては、東京外国語大学構内撮影許可申請書により、入構する台数の申請を行い、本部管理棟管理室で入構手続をすること。構内は通行人の安全を第一に考え徐行し、指定場所に駐車すること。
- (6) 電源に関しては、原則申請者で用意すること。ただし現実的にそれが難しく、大学が許可した場合はその限りではない。
- (7) 施設の扉は、部外者が入場するおそれがあるため、搬出入時以外は開放したままにしないこと。
- (8) 構内の芝生には、原則として立ち入らないこと。
- (9) 飲食、喫煙、トイレ等の使用は、指定された場所で行うこと。
- (10) 撮影により発生したゴミは、すべて持ち帰ること。
- (11) 撮影当日の時間や場所、付帯設備の使用等は、あらかじめ許可を受けた範囲内とすること。

第 4 条 クレジットタイトル

「撮影協力 国立大学法人東京外国語大学」等のクレジットを必ず表記し、その際、可能な限り本学の校章を使用すること。これにより難しい場合は、あらかじめ本学と協議す

ること。

第5条 掲載誌等の提供

掲載された状況等について確認するため、事前に雑誌等については掲載誌1部を提供すること。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年2月22日から施行する。